

○厚生労働省告示第 号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第五条第三項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。なお、この告示の制定前に使用されていたこの告示に規定する様式に相当する様式については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣 弁添 要一

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（以下「請求省令」という。）附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。

診療報酬請求書（国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものと除く。）

様式第一

診療報酬明細書（様式第三又は様式第十二に係るものと除く。）

様式第二

診療報酬明細書（歯科に係るものに限る。）

様式第三

調剤報酬請求書（国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るもの）

様式第四

調剤報酬明細書

診療報酬請求書（国民健康保険の被保険者に係るものに限る。）

様式第六

調剤報酬請求書（国民健康保険の被保険者に係るものに限る。）

様式第七

診療報酬請求書（後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る。）

様式第八

診療報酬請求書（後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る。）

様式第五

調剤報酬請求書（後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る。）

様式第九

診療報酬明細書（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）により算定する場合に限る。）

様式第十

